

## 青木猛比古

故 佐藤 藏太郎

名は健、諱は忠季、通称茂八郎、後猛比古と改む、旧佐伯藩内幕領堅田郷柏江村の人なり、天保二年三月を以て生る、父名は清助、家世々農を業とす、猛比古の生後間もなく歿し、母せつ猛比古及び姉と三遺児を養ひ、辛く一家の生計を立つ、猛比古幼にして甚だ剛情なり、母其の制手御示に窮し、年七歳の時、親戚と謀り、海福寺の徒弟とす、猛比古寺に入るも腕白俊めず、一日和尚の午睡に乗じ洩を頭上に放つ、和尚怒つて庭樹に縛し、具さに徴戒を加ふるも、頑として更に倅るの色なし、稍長ずるに及び、大に読書を好み、眼勉強らず、海福寺にあること十餘年、齡弱冠に至る、一日豁然として以爲らく、凡そ人間たるもの、岐路に迷ふときは大道を知らず、井底に座するものは天を小なりとす、顧ふに、私は惟れ夷狄の法、釈迦何者ぞ、畜神のみ、我れ神州に生れて神州の瑞穂を食み、純乎たる神州の一民なり、身分浮屠に帰し蕃神に仕ふ、洵に是れ誤れるの甚しきもの、方今天下の形勢を察するに、風雲暗澹として上下人心胸々たり、皇国の前途大に憂ふ可きものなしとせず、此時に当り仏奴に甘じて愚盲の沙彌等と伍し、生を避障の紺園(寺院)に偷むが如きは豈丈夫の忍ぶ所ならんや、我れ今より還俗して天下に潤歩し、勤王の志士を諸州に訪ひ、意氣相投ずるの同士を糾合し以て皇国の爲め尽す所無かる可からずと、雄心勃勃、断乎として志を決し、曾て十餘年来修めたる仏教を放棄し海福寺を脱走して髪を蓄へ刀を佩き、佐伯領藩を去りたるは、年令二十二歳の嘉永五年なり、当時猛比古海福寺を去るに臨み左の七絶一首を賦す。

元是神州清潔民、誤為仏徒説風塵、我今廢仏休仇恨、元是神州清潔民

此の七絶は維新の當時、天下に喧傳して都鄙人口に膾炙せる詩なり、之を振氣篇に伴林六郎(光平と称し大和の人、元治元

年二月十八日、大和五条の拳に与し戦死せる人なり。還俗の時の作として載せたるは、事実を誤るの甚しきものなり、是れ青木猛比古海福寺を去るに臨み、口吟せるものにて、当時大阪法雲寺の住職萬冥にも示したること、自己が短冊の裏書にて明瞭なり、即ち表面に此の詩を記し、其の裏面に記する所左の如し。

此愚作は十一ヶ年前、大阪中寺町法雲寺へ心ありて贈りたるを、何人の聞きあやまりてか、名高き烈士の作なりとす、烈士の名を汚すを恐れてあらはに申置になん

猛比古孤劍飄然として一たび郷関を脱するや、先づ上国に 青木猛比古

往て天下大勢の向ふ所を詳にし、以て徐々事を図るに如かずと思惟し、海路大阪に到り、かねて中寺町法雲寺には、叔父青木甚平の弟僧となり、萬冥と称し、現に住職として全寺院にあることを知れるより、法雲寺に赴きて萬冥と曾し自己が還俗の理由を述べ、又清潔の民の一絶をも示して青雲の志を告げ、萬冥の世話にて暫時法雲寺に滞在しける内、当時京都の神祇伯從二位白川資訓王（みかど）の熱誠王事に盡さる由を聞き、仰慕祭せず、屢和尚萬冥に懇請して、神祇伯に謁するの伝手を求め、一たび白河邸に伺候して資訓王に謁見し、述ぶるに満腔の赤誠を以てするや、王亦深く其志を慕し、猛比古を留めて同邸にあらしむるもの一歳有餘、時安政元年なり、此年窮臘猛比古白河邸を出で、九州に向ふ、蓋し其の西下は神祇伯の内命に困るものにして、白川王猛比古が氣宇の風ならざるを察し、之を鎮西に遣りて、窃に勤王の有志を説かしめたるなり、猛比古九州に下り、一旦故山に歸りて再び出発し、豊筑の間に遊び門司より馬関に踰へ防長の境に入りたる時は安政二年の暮より三年に至る頃なり。

筑前途上の作あり、

七道望風佐賊謀、何識此境是神州、鎮西多唱悲歌士、当年菊軍今有不、

安政三・四年より文久初年頃までは、防長と京師との間を往還し、当時勤王に志厚き卿相よりの内命を含み、専心国事に尽力し、私事を抛ちて故山の親戚故旧等には碌々書状さへ贈らざりしなり。大分郡東植田村大字光吉の旧里、首藤周三氏は、業を広瀬淡窓の門に修め、慷慨家にして、勤王の志篤く、元治慶応の頃、四方勤王の志士を其家に留めて之を扶助し、遂に幕史の嫌疑を受

け、捕へられて日田の獄に下され、極めて惨酷の拷問を受けたる人なるが、氏一日編者に語りて白く、「青木猛比古は屢子が家に来り、留ること長きは半歳にも及ぶことありき。猛比古は軀幹長大ならざりしも、眼光爛々として昂然たる意気、眉宇の間に漲り、天晴一個有為の志士たる相貌を備へたり、今人が佩きたる刀の甚だ長かりしかば其頃同人間にて、斯様なる地口を作りたり、猛比古に過ぎたるものが三つある、眼玉、膽玉、太刀の長さよ、

青木猛比古が文久三年七月廿一日、京都より柏江茂八郎の名を以て、故山の知人に贈りたる書翰によれば、国事に尽瘁して功勞ありし為め、富家堂上の方々より物を賜はれたること屢なりしを知るに足るべく、書翰中何の功によりて下賜されしとは明記せざるも、有栖川宮が錦繡の陣羽織地一卷を賜はりしとあるは王事に尽しての功勞を賞せられたること、疑を容れざるなり、又此年八月十八日、白河王の内命を受け七卿護衛の人数に加はり、長州に赴きたり、慶応二年又長門に赴き、奇兵隊に加盟し、兵術を馬関にて練練中、幕府大挙して長州を伐んとし、諸藩の兵、防長二州の四境より迫りたるとき、長軍に参加して小倉兵を襲撃して大に戦功を顕はしたり。長藩の主毛利大膳の長子、長門守は当時猛比古の戦功を賞し、左の賞状を与へたり、

去る二十七日小倉表之合戦無比類働感慨不斜候為当座賞脇差帯腰令進之候謹言

八月四日

青木 猛比古殿

長門 守勝

慶応三年正月、豊前御許山義兵の挙に与し、有為の貴紳を推載する事に就き、撰撰の為の上京の任に当り、同年三月、他の同志と共に九州を発し、上京したるが着後間もなく幕府の偵吏に認められ、暗殺せられたり、時に三十有七、其屍は何れに瘞められしや詳にせず、蓋し生前用いたる遊印に「みづくかばね、くさむすかばね」と刻したるは、自ら一身を国家に捧げ、命を大君の為の抛つは、其の本懐たりしを表せしものなり、其の雄志や称すべく其の運命や悼むべし。